

監査結果報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査の目的 佐世保市が行う工事について、計画、設計、積算、施工等において技術、財務の両面から当該工事が適正に行なわれているかを主眼とし、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査を実施した。
- 3 監査の対象等 監査の対象及び監査期間は、次のとおりである。

対象工事名 吉井地区公民館等・福井洞窟ガイダンス施設(仮称)建設(建築)工事
吉井地区公民館等・福井洞窟ガイダンス施設(仮称)建設(電気設備)工事
吉井地区公民館等・福井洞窟ガイダンス施設(仮称)建設(機械設備)工事

対象部局 都市整備部 営繕課
教育委員会 社会教育課、文化財課
契約監理室 契約課、技術監理課

監査期間 令和元年11月28日(木)～令和2年2月20日(木)
技術調査日(令和元年11月28日(木)～29日(金))
- 4 監査の範囲及び方法 抽出した対象工事の計画、設計、積算、施工等が適正に行われているかについて、工事関係書類の調査、担当職員及び工事関係者からの聴き取り調査及び現地調査の方法により監査を行った。
なお、工事の専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を委託し、専門技術者(技術士)の派遣を求め、その主な意見を参考とした。工事技術調査結果報告書(主な意見)については別添のとおり。
- 5 監査の着眼点 (1)計画及び設計は合理的で妥当なものとなっているか。
(2)積算は適切に行われているか。
(3)契約は適切に行われているか。
(4)施工管理は適切に行われているか。(安全性の確保を含む。)
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項はなく、関係書類の整理及び工事の施工状況は概ね良好であると認められた。
なお、工事技術調査結果報告書(主な意見)については、今後の工事において参考とされたい。